年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会 令和5年7月14日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300003 号 厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2300011 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を 認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和36年10月1日から昭和37年4月1日まで

私は、昭和36年10月からA社で勤務し、給与から社会保険料を控除されているが、請求期間について厚生年金保険の記録がない。給料明細書を提出するので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が提出したA社に係る給料明細書(以下「給料明細書」という。)のうち、昭和36年10月上期から昭和37年3月下期までの給料明細書から、期間の特定はできないものの、昭和37年4月より前に請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、前述の昭和 36 年 10 月上期から昭和 37 年 3 月下期までの給料明細書の「控除額」の「社会保険」の欄に記載されている金額(以下「社会保険の控除額」という。)は、請求期間当時の健康保険料額、厚生年金保険料額及びそれらの合計額のいずれとも一致しないことから、当該社会保険の控除額に厚生年金保険料が含まれていたことを推認することができない。

また、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる昭和 37 年4月以降の給料明細書の社会保険の控除額は、当時の健康保険料額及び厚生年金保険料額と一致していることが確認できる。

さらに、A社は、請求者に係る出勤簿、賃金台帳等の資料を保管していない旨回答している ことから、請求者の勤務期間及び請求期間における厚生年金保険料の控除について確認するこ とができない。

なお、前述の昭和36年10月上期から昭和37年3月下期までの給料明細書の社会保険の控除額は、勤務した「日数」1日につき10円であることが確認でき、当該日額は請求期間当時の日雇労働者健康保険法に定める保険料額と一致している。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。